

令和 7 年 10 月 30 日

神奈川県市町村振興協会の長期貸付利率について

公益財団法人神奈川県市町村振興協会
理事長 内 野 優

令和 7 年 11 月 1 日から財政融資資金の貸付利率が改定されるに伴い、当協会の貸付利率を次のとおり改正し、令和 7 年 11 月の貸し付け分に適用する。

I 元金均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	1.1	0.8	1.1	0.8	1.2	0.8	1.2	0.8
10	1.4	1.0	1.4	1.0	1.5	1.1	1.5	1.1
15	1.8	1.3	1.8	1.3	1.8	1.3	1.8	1.3
20	2.1	1.5	2.1	1.5	2.1	1.5	2.1	1.5
25	2.3	1.6	2.3	1.6	2.3	1.6	2.4	1.7

II 元利均等償還 (%)

据置期間 区分	0		1		2		3	
	財投	協会	財投	協会	財投	協会	財投	協会
5	1.1	0.8	1.1	0.8	1.2	0.8	1.2	0.8
10	1.4	1.0	1.5	1.1	1.5	1.1	1.5	1.1
15	1.8	1.3	1.8	1.3	1.8	1.3	1.8	1.3
20	2.1	1.5	2.1	1.5	2.1	1.5	2.1	1.5
25	2.4	1.7	2.4	1.7	2.4	1.7	2.4	1.7

当協会の長期貸付利率の定め方について

当協会の長期貸付利率は、貸付細則により「年 3 %」と定めています。ただし、財政融資資金の貸付利率が「年 3.5%未満」の場合は、理事長が別に定めるとしています。

これにより、令和 7 年 11 月の協会資金の貸付利率は、財政融資資金の貸付利率に **0.7 を乗じた率（その率が 0.01%を下回ったときは 0.01%）** とします。

小数点の取り扱いにつきましては、財政融資資金の率が小数点第 2 位までのときは、第 3 位を四捨五入し、財政融資資金の率が小数点第 1 位までのときは第 2 位を四捨五入します。